

## 「〈もみじ〉キャッシュカード規定」等の変更のお知らせ

当行は、平成 24 年 1 月に新システムへの移行を予定しております。これにともない、誠に勝手ながら、平成 22 年 8 月 4 日より、代理人カードの新規発行を停止させていただきます。今回の代理人カードの新規発行停止にともない、キャッシュカード規定を一部変更させていただきます。

また、キャッシュカードの所有権について明確にするため、所有権についての条項を追加いたします。

### 【代理人カード新規発行停止に係る規定の変更】

#### 〈もみじ〉キャッシュカード規定 第 7 条

変更前	変更後
(代理人による預金の払戻し、預入れおよび振込)	(代理人による預金の払戻し、預入れおよび振込)
(1) 代理人(本人と生計をともにする同居の親族 1 名に限ります。)による預金の払戻し、預入れおよび振込をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。	<u>削除。</u>
(2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。	(1) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。
(3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。	(2) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

#### 〈もみじ〉ビジネスカード(法人キャッシュカード)規定 第 5 条

変更前	変更後
(代理人による預金の払戻しおよび預入れ)	(代理人による預金の払戻しおよび預入れ)
(1) 代理人(代表者がカード使用を認めた者 1 名に限ります。)による預金の払戻し、預入れをする場合は届出てください。この場合、当行は代理人のためのカード(副カード)を発行します。	<u>削除。</u>
(2) 代理人カード(副カード)の利用についても、この規定を適用します。	代理人カード(副カード)の利用についても、この規定を適用します。

### 【キャッシュカード所有権に関する規定の変更】

#### 〈もみじ〉キャッシュカード規定 第 17 条

変更前	変更後
(譲渡、質入れ等の禁止)	(カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)
	(1) <u>カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。</u>
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。	(2) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 〈もみじ〉カードローンカード規定 第 15 条

変更前	変更後
(譲渡、質入れ等の禁止)	(カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)
	(1) <u>カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。</u>
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。	(2) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 〈もみじ〉ビジネスカード(法人キャッシュカード)規定 第 12 条

変更前	変更後
(譲渡、質入れ等の禁止)	(カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止)
	(1) <u>カードの所有権は、当行に帰属するものとし、代表者にカードを貸与するものとします。</u>
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。	(2) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

この取扱に関してご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。